

告 示 第 7 3 1 号

令和 6 年 5 月 3 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市議会議場音響映像システム改修業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施及び入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市議会議場音響映像システム改修業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、資格要件及び落札者の決定方法を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記受付要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において、鹿児島市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 公告日以後に会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「0 3 設備の点検又は保守業務」に登録されている者であること。
- (5) 過去 5 年間に地方公共団体から議場音響映像システムに係る同種の業務を受託した実績を有する者であること。
- (6) 議場音響映像システムの不具合、調整不良及び故障等が生じた場合は、速やかに現地確認及び応急処置が行える体制が整えられていること。
- (7) 離島を除く九州本土内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (8) 公告日において、納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶

予を受けているものを除く。)を完納していること。鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市区町村税を完納していること。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (11) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

2 受付要領

(1) 受付期間及び受付場所

ア 受付期間

公告日から令和6年6月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市議会事務局総務課（鹿児島市役所西別館3階）

電話 099-216-1450（直通）

(2) 提出書類

ア 鹿児島市議会議場音響映像システム改修業務委託契約に係る制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 会社経歴書

ウ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（写しでも可）

エ 印鑑証明書（原本に限る。）

オ 決算書（公告日前における直近の営業年度の財務諸表）

カ 鹿児島市税に係る滞納がないことの証明書。なお、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては、都税事務所）発行の法人市（町・村）民税（特別区にあつては、法人都民税）納税証明書（写しでも可）

キ 委任状

ク 業務実績調書（様式あり）

ケ システムの不具合、調整不良及び故障等が生じた場合に現地確認及び応急処置が行える体制が整えられていることを示す計画書

- (3) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録している業者は、(2)イからオまで

の書類の提出を省略することができる。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便

(6) 注意事項

ア 提出書類は、公告日現在で作成すること。

イ 資格審査申請書の印は、実印を押印すること。

ウ 証明書類は、証明年月日が申請書提出日前3か月以内のものに限る。ただし、(2)カ及びキの書類については、公告日以降発行のものを提出すること。

エ 証明書類は、(2)エを除き複写機による写しでもよい。

オ 委任状については、本社から営業所にこの契約に関する手続について委任する場合のみ提出すること。

カ 提出書類は、受付期間経過後は受理しない。

キ 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年6月12日(水)までに文書により通知する。

3 入札説明会

実施しない。

4 仕様書等の閲覧及び質疑応答

(1) 本業務の仕様書等は、公告日から令和6年6月6日(木)までの間、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メール又はファックスの送信により行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和6年6月3日(月)午後4時まで

イ 送信先

ファックス 099-216-1452

電子メール gksoumu@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

(3) 質問に対する回答は、質問を受け付けた日から3日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に本市ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和6年6月6日(木)までと

する。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年6月14日（金）午後2時から

(2) 場所

鹿児島市役所西別館4階第5委員会室

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

(2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

7 最低制限価格

設定しない。

8 入札方法

(1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回までとする。

9 開札

即時開札

10 入札の無効等について

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

オ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

- カ 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）
 - キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
 - (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。
 - (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
 - (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札決定の日までにおいて、契約に係る指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については落札者とししない。

1 2 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市議会事務局総務課（西別館3階）

電話 099-216-1450

ファックス 099-216-1452

電子メール gksoumu@city.kagoshima.lg.jp